平成３０年（フ）第７４号
大阪市都島区東野田町４丁目６番９号　T’ｓＳＱＵＡＲＥ大阪城　1006号室、住民票上の住所大阪市城東区今福南４丁目６番37―1002号
債務者　福岡　孝昭
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
長崎県島原市萩原１丁目1218番地　ラビナスハイツ301号
債務者　中村　綾乃
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第６７０号
滋賀県草津市野路町524―１（住民票上の住所　大阪市東淀川区下新庄１丁目10番６―306号）
債務者（破産者）　塩澤　篤司
1　主文　当裁判所が平成29年11月30日午後４時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪市東淀川区下新庄１丁目10番６―306号」とあるのを「滋賀県草津市野路町524―１（住民票上の住所　大阪市東淀川区下新庄１丁目10番６―306号）」と更正する。
2　決定年月日　平成30年１月24日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日の変更

平成２９年（フ）第１６号
徳島県阿南市西路見町元村24番地２
破産者　有限会社いわさき釣具店
主文　先に指定した平成30年１月23日午前11時の上記各期日を、平成30年３月５日午前10時と変更する。
平成30年１月22日　徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１７号
徳島県阿南市西路見町元村24番地２
破産者　岩崎　敏夫
主文　先に指定した平成30年１月23日午前11時の上記各期日を、平成30年３月５日午前10時と変更する。
平成30年１月22日　徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第７１４号
札幌市中央区南２条西５丁目６番地１の89
破産者　株式会社琇紫宝石店
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８号
千葉県成田市名古屋702番地111
破産者　斎藤富士男
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１９２号
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目23番７号
破産者　今野　幸男（旧姓坪内）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５９２号
東京都立川市錦町５丁目１番19号
破産者　戸崎　晴夫
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２７号
東京都府中市南町３―23―21スタジオテン206号室、住民票上の住所東京都八王子市小宮町1136番地63
破産者　上山　秀樹
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
岐阜県各務原市三井北町２丁目254番地
破産者　大生自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６０号
岐阜県羽島郡岐南町三宅３丁目117番地
破産者　岐阜自動車整備株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３５号
岐阜県瑞穂市馬場春雨町１丁目44番地
破産者　リーフ不動産販売株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５１４号
（最後の住所）神戸市北区緑町８丁目９番１―402号
破産者　亡三角誠相続財産
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６２号
東京都世田谷区奥沢７丁目22番８号
破産者　株式会社ルキオ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２５３号
東京都大田区久が原３丁目２―２、開始決定時の住所東京都世田谷区上野毛２丁目２―１
破産者　古谷　庄悟
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀4000番地
破産者　平生工業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市大野町34番地２　県営大野団地Ｂ棟201、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市大野町79番地１　メゾン大野201
破産者　前村　　明
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係